

令和7年1月27日

報道機関各位

青森県選挙管理委員会事務局

**板柳町議会議員一般選挙における当選の効力に関する  
審査の申立てに係る裁決について**

令和6年2月18日執行の板柳町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人藤大明氏（以下「当選人」という。）の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、本日付で棄却する裁決を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

**1 審査の申立ての要旨**

本件選挙における当選人の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、板柳町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和6年5月14日付で行った本件異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めて本件審査の申立てを行ったもの。

**2 審査の申立ての理由（概要）**

原決定は、当選人の生活実態等について十分な調査及び考察がなされず行われたものであり、当選人は本件選挙前引き続き3か月（令和5年11月18日から令和6年2月18日までの間。以下「本件期間」という。）以上、板柳町に居住の実態があるとは認められない。

（主な理由）

- ・ 電気、水道等の使用量の増減から、本件期間に当選人の父の住居（板柳町）の居住人数が増加し、当選人の祖父の住居（弘前市）の居住人数が減少したと解せられる。
- ・ 「当選人の父が、当選人は愛宕（弘前市）に住んでいると話していた」と証言する者が複数いる。

**3 主文**

本件審査の申立てを棄却する。

#### 4 裁決の理由（概要）

下記の理由により、当選人は、令和6年2月18日の時点で引き続き3か月以上、当選人の父の住居を生活の本拠としており、板柳町内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

（主な理由）

- ・ 当選人の父の住居及び当選人の祖父の住居のいずれも、当選人を除いても複数人が生活しており、設備の多くを共用していることや、冬場にかけて外気温が低下する時期であること等から、電気・水道等の使用量の多寡や月毎の増減の要因は複数考えられ、これらのデータをもって当選人個人がいずれの住居で生活していたかを特定することは困難である。
- ・ 「当選人の父が、当選人は愛宕に住んでいると話していた」と証言する者が複数いるという点について、関係者（当該証言者2名及び当選人の父）に改めて会話の状況や時期を聞き取りした結果、いずれも話した側と聞いた側の認識にずれが生じていると考えられ、会話の時点で当選人が当選人の祖父の住居に滞在していた可能性を示すにとどまるものであった。更にその時期も判然としないことから、本件期間に当選人の生活の本拠が当選人の祖父の住居にあったことを示すものとは言えない。
- ・ 申立人が提出した証言者を含めた板柳町の住民の証言は、当選人は住んでいる、当選人は住んでいない、当選人が住んでいるかわからないという3つに大別され、当選人の居住の有無を判断できなかった一方、弘前市の住民の証言には、当選人の居住を示すものではなく、当選人の祖父の住居には居住していなかったと推認される。なお、いずれの住居の近隣住民からも、本件期間に居住人数の増減があったという証言はなかった。
- ・ 本件期間における当選人の行動や車の給油状況等から考察すると、当選人は当選人の祖父の住居には居住していなかったとみなすのが合理的である。
- ・ A T Mの利用場所や車の給油場所など、当選人個人の行動に係る証拠書類からは、本件期間を通じて板柳町が当選人の生活の本拠となっていると判断される。
- ・ 当選人の行動記録、A T Mの利用場所、車の給油場所、板柳町及び弘前市の住民の証言のいずれも、個々の証拠物には当選人の生活の本拠が弘前市にあったことを示すものではなく、それらを組み合わせて総合的に検討した場合、本件期間における当選人の生活の本拠は板柳町にあったと判断される。

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	選挙管理委員会事務局 選挙グループ GM 高橋 昌広 総括主幹 田中 咲子
電話番号	直通：017-734-9076 内線：5363、5365
事務局長	平尾 悠樹 内線：2110